

こども家庭支援センター全体事業費

事務事業シート No.13

担当部課	こども家庭部子ども家庭支援センター					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	<p>子ども家庭支援センター事業 全体事業費のみ記載※ (※ファミリー・サポート・センター事業・子育て力向上支援事業を除く)</p> <p>センター事業の各事業は23年度予算のみ按分し、各個票に記載。 20～22年度は各事業別受領補助金の実績を各個票に記載。</p>					
根拠法令等	児童福祉法 大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱					
実施方法	■ 直接実施					
	□ 業務委託(指定管理者含む) 委託先(□ 民間企業 □ NPO □ その他) (委託先:)					
	□ 補助金(補助先:)					
	□ その他)					
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	74,158,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数	
	人件費	247,063,267 円		担当正職員	242,042,585 円	32.91人
	合計	321,221,267 円		再任用(短時間)再雇用	5,020,682 円	1.50人
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報酬30,549,000 共済費8,754,000 賃金3,282,000 報償費1,682,000 旅費325,000 需用費4,856,000 役務費11,266,000 委託料 9,818,000 使用料及び賃借料1,280,000 工事請負費741,000 備品購入費179,000 負担金補助及び交付金1,426,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金(合計)	都支出金(合計)	その他	一般財源
	20年度	60,975,707		13,284,000	4,246,130	43,445,577
	21年度	64,514,069		14,591,200	10,893,090	39,029,779
	22年度	67,135,940	19,779,855	104,600	11,378,314	35,873,171
	23年度(予算)	74,158,000	16,688,000	125,000	9,826,000	47,519,000

個票

事務事業シート No.13-1

事務事業シート No.13-1						
担当部課	こども家庭部子ども家庭支援センター					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	子ども家庭支援センター事業 子どもと家庭に関する総合相談					
根拠法令等	大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱 東京都子供家庭支援センター事業実施要綱					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他)					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	だれでも、身近なところで、子どもと家庭に関するあらゆる相談ができ、子ども自身からの相談も含め、福祉、保健、教育等各分野の関係機関と連携しながら、適切な援助やサービスを利用することができる相談体制を整え、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて、地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決する。				
	対象 (誰・何が対象か)	18歳未満の子ども及びその保護者				
	事業内容 (手段・手法など)	電話・面接・訪問により相談を受ける。				
	事業開始年度	平成14年度				
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	14,820,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数	2.44人
	人件費	17,945,424 円		担当正職員	17,945,424 円	
	合計	32,765,424 円		再任用(短時間)再雇用	円	
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報酬(子ども家庭相談員)5,500,000 共済費1,513,000 報償費408,000 旅費110,000 需用費(光熱水費按分他)1,167,000 役務費3,700,000 委託料1,718,000 使用料及び賃借料495,000 工事請負費30,000 備品購入費179,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	20,684,378			945,018	19,739,360
	21年度	16,770,600		80,200	1,182,279	15,508,121
	22年度	17,140,063		104,600	1,307,224	15,728,239
	23年度(予算)	14,820,000		125,000	1,044,455	13,650,545
課題(担当課として捉えている課題について)	利用者への利便性を考慮して、土曜日は非常勤職員が勤務し、相談を受けている。親子面談も増え、相談員数に不足をきたしている。一方、虐待対策ワーカーである常勤職員は虐待相談、緊急の虐待対応が増え、一般相談へ費やせる余裕がなくなってきている。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	23区すべてに子ども家庭支援センターが設置され、当該業務を実施している。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	子ども家庭相談員を安定的に配置し、質の高い相談対応体制を構築することにより、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて、地域で早期に対応することができ、複雑化・深刻化することなく解決へと導かれている。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	子ども家庭相談員は、臨床心理士又は保健師等と職種を限定し非常勤雇用している。任用に当たり、臨床心理士会ホームページ等を活用して公募するなど適任者選定に努力をさいて配置した。このことにより、以前より相談件数も増え、多様化する相談内容にも対応できてきている。					

個票

事務事業シート No.13-1

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証

そもそも区が実施すべき事業であるか

児童相談所を始め各種関係機関と連携を密に行う事業であり、区が実施すべき事業である。

区の事業で類似事業はないか

幼児から義務教育までだが、教育センターの相談事業がある。

事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか

相談件数は伸び、深刻化している。

終了期限を設けるべきではないか

子育て支援サービスとして必須なものである。

事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か

義務。東京都子供家庭支援センター事業実施要綱。

市民の役割分担の検証

民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか

廃止はできないが、公設民営は可能である。

事業廃止の影響

事業を廃止した場合、どのような影響が出るか

専門職員による初期対応が欠けると適切な支援に繋がらない事例が増大する。行政が関係機関との連携を密に行う事業である。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討

事務経費を削減できないか

必要最低限の予算である。

少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか

「誰でも身近なところでの相談を」と掲げている以上減らせない。

業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか

社会福祉法人への業務委託は制度上可能。

より費用対効果の高い代替策はないか

比較検討したことはないが、業務委託は非常勤方式との比較対象になると考える。

適正な利用者負担の導入

利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか

行政が相談料を徴収することは困難と考える。

利用者負担を導入した場合どのような影響があるか

相談の必要な人が相談しなくなる。

国、都補助金の導入

事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか

子ども家庭支援区市町村包括事業補助金は既に導入済。

事業水準の見直し

他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か

専門相談員に臨床心理士を配置している区は、14区。大田区は、2人配置。人口比からすると少ない方である。

対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか

児童福祉法の範囲はまもるべきである。

給付水準を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか

相談需要に適切に応じきれないのが現状であり、引下げではなく、増員を検討する引上げを検討中。

事業の優先度

事業実施時期の検討

事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)

事業の優先度

■非常に高い □高い □どちらともいえない □低い □非常に低い

事業の見直し

見直し内容

児童虐待対応力を強化するために相談員を一人増員することを検討中。

財政効果(概算額)

■財政効果なし □歳出削減額(おおよそ 円) □歳入増加額(おおよそ 円)

見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)

年度

目標

具体的取組み

平成23年度

事務事業見直し

平成24年度

〃

平成25年度以降

〃

個票

事務事業シート No.13-2

担当部課		こども家庭部子ども家庭支援センター				
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	子ども家庭支援センター事業 要支援家庭サポート事業(先駆型家庭支援センター事業)					
根拠法令等	大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱 大田区養育支援家庭訪問事業実施要綱 東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱第3 児童福祉法					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金(補助先:) <input type="checkbox"/> その他)					
	目的 (何のために行うのか)	東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱第3(1)に規定する先駆型子ども家庭支援センターとして、要支援家庭サポート事業や在宅サービス基盤整備事業を行うなど地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、福祉の向上に寄与する。				
	対象 (誰・何が対象か)	18歳未満の子ども及びその保護者				
	事業内容 (手段・手法など)	①見守りサポート 軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護又は施設措置等を行った児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行う。 ②養育支援訪問 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、職員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。				
事業開始年度	平成16年度					
コスト (円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	12,854,000 円	}	職員構成		平均人件費×従事職員数
	人件費	40,009,470 円		担当正職員		40,009,470 円
	合計	52,863,470 円		再任用(短時間)再雇用		円
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報酬 1,158,000 共済費318,000 報償費977,000 旅費188,000 需用費(電気ガス水道按分)863,000 役務費(清掃料等按分他)2,076,000 委託料6,630,000 使用料及び賃借料494,000 工事請負費150,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	3,690,739				3,690,739
	21年度	9,179,564				9,179,564
	22年度	10,738,080	3,965,971			6,772,109
	23年度(予算)	12,854,000	3,275,000			9,579,000
課題(担当課として捉えている課題について)	現在は基本的に大森に虐待通報を集中させる体制になっている。短時間対応、緊急対応には正確な聞き取りが不可欠であるためである。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	23区はすべて先駆型子ども家庭支援センターである。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	児童虐待の未然防止及び早期発見を徹底する。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	大田区では、要保護児童等の早期発見及び早期対応並びに当該家庭に対する適切な支援を行うことを目的に、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、大田区要保護児童対策地域協議会を設置している。現在の協議会は、弁護士、保護司会、警察、医師会、歯科医師会、主要な病院、民生委員児童委員協議会、東京都品川児童相談所及び大田区で構成。協議会では、子育て支援の適切な実施を図るために、関係機関のきめ細かい連携強化に努め、児童虐待対応力向上を目指した取組みを進めている。 22年度は、個々のケースに対する具体的な援助方法を協議する個別ケース会議を122回実施し、関係機関の連携を確保した子育て支援を行った。					

個票

事務事業シート No.13-2

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証	
そもそも区が実施すべき事業であるか	東京都児童相談所と緊密な連携のもと、個人情報収集しながら個別支援や家庭への介入を行う事業である。よって、区が直接実施すべきものである。
区の事業で類似事業はないか	なし
事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	相談件数は伸び、深刻化している。
終了期限を設けるべきではないか	虐待や養育不安がなくなるまで必要である。
事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	義務 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)
市民の役割分担の検証	
民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	民間の供給充実に影響されない業務である。
事業廃止の影響	
事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	対応が遅れる。自治体として事業を継続しなければならないものである。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討	
事務経費を削減できないか	必要最低限の予算である。
少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	虐待件数や即日対応件数は増えており、むしろ職員数は増やす必要がある。
業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	当該事業は業務委託や指定管理にはなじまない。再雇用再任用の活用は基礎的資格を有する者であれば戦力強化にはなろう。
より費用対効果の高い代替策はないか	現在のところ思いあたらない
適正な利用者負担の導入	
利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	費用徴収になじまない
利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	費用徴収になじまない
国、都補助金の導入	
事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	子育て支援交付金は既に導入済。
事業水準の見直し	
他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	東京都が要綱で求める必要最低限の人員配置は整った。今後とも実施体制を強化する必要がある。
対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	不可能。児童虐待死亡事故が発生する。
給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	不可能。児童虐待死亡事故が発生する。

事業の優先度

事業実施時期の検討	
事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)	
事業の優先度	
<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 非常に低い	

事業の見直し

見直し内容		削減ではなく、虐待対応能力の増強策を講じたい。
財政効果(概算額)		<input type="checkbox"/> 財政効果なし <input type="checkbox"/> 歳出削減額(おおよそ 円) <input type="checkbox"/> 歳入増加額(おおよそ 円)
見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
年度	目標	具体的取組み
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度以降		

個票

事務事業シート No.13-3

事務事業シート No.13-3						
担当部課	こども家庭部子ども家庭支援センター					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	子ども家庭支援センター事業 子育てひろば					
根拠法令等	児童福祉法 大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:) <input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:) <input type="checkbox"/> その他 ()					
	事業概要	目的 (何のために行うのか)	児童福祉法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業。厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。			
		対象 (誰・何が対象か)	3歳までの乳幼児とその保護者			
		事業内容 (手段・手法など)	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進:親子が安心してゆったりすごすことができる居場所を確保する ②子育て等に関する相談・援助の実施:専任職員による傾聴と助言 ③地域の子育て関連情報			
事業開始年度		平成16年度				
コスト (円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	28,332,000 円	}	職員構成		
	人件費	50,137,547 円		担当正職員	46,922,871 円	6.38人
	合計	78,469,547 円		再任用(短時間)再雇用	3,214,676 円	1.00人
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報酬16,498,000 共済費4,536,000 報償費129,000 旅費27,000 需用費1,879,000 役務費3,760,000 委託料962,000 工事請負費541,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	25,142,730		12,834,000	2,129,112	10,179,618
	21年度	24,382,409		12,891,000	2,947,074	8,544,335
	22年度	24,494,305	11,806,414		3,248,860	9,439,031
	23年度(予算)	28,332,000	10,016,000		2,344,363	15,971,637
課題(担当課として捉えている課題について)	土曜日にも利用したいという利用者ニーズがあるがまだ応えられていない。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	児童福祉法第21条の9で、当該事業を着実に実施されるように必要な措置の実施に努めなければならないと規定されている。このため、他自治体でも事業展開している。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	①身近なところで気軽にゆったりと親子が安心して過ごせる状況がつけられている。 ②ひろばの職員と相談(面接・電話)担当及び虐待担当とが連携して親子に関わり、環境改善がなされたり、虐待が防止される状況。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	①蒲田・洗足池・大森のどの施設に行っても子育て支援が均一かつ適切に実施できることを目的とした、「運営指針」及び「従事者心得」を作成した。 22年度来所者数 3箇所のひろばで 56,162人 23年度9月末 26,763人である。1日1箇所平均72人が来所している。 蒲田分室の混雑緩和を図るために、(仮称)仲六郷二丁目複合施設内に(仮称)六郷分室を設ける。25年度中開所予定。 ③利用者からは、「子育てひろばがあるおかげで、虐待にいらすずんだ。」という声も出ている。気になる兆候を発見したときには、相談担当等につなげ早期発見早期対応を行っている。					

個票

事務事業シート No.13-3

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	実施は義務的であり、実施主体は、区である。	
	区の事業で類似事業はないか	なし	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	子育ての孤立化が深まる中、年間5,000人を越える出生児に対応する子育て親育て支援として必要な施設である。年間利用者も3所で56,000人を越えている。	
	終了期限を設けるべきではないか	家庭や地域の養育力低下が続く限り、ニーズは存在する。よって当分の間、継続すべき事業。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	義務的。児童福祉法第21条の9で、当該事業を着実に実施されるように必要な措置の実施に努めなければならないと規定されている。	
	市民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	区立民営という選択肢はありうる。	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	行き場がなくなった親子は不安定になり、親や子どもにも影響がでる。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	必要最低限の経費で運営している。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	利用者ニーズに対応するために25年度にはもう1か所増設する。	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	業務委託は可能。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	業務委託等運営方法を見直すことによっては可能と考える。	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	気軽に立ち寄れる施設という施設コンセプトと相違する。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	利用者が減少し、児童虐待未然防止に資するという究極の目的が揺らいでしまう。	
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	子育て支援交付金既に導入済。	
事業水準の見直し	他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	妥当である。	
	対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	困難である。	
	給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	利用者が減少し、児童虐待未然防止に資するという究極の目的が揺らいでしまう。	
事業実施時期の検討	事業実施時期の検討		
	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
	事業の優先度		
	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 非常に低い		
事業の見直し	見直し内容	①25年度開設予定の(仮称)六郷分室の業務委託化 ②土曜日開設等の利用サービス拡充	
	財政効果(概算額)	<input type="checkbox"/> 財政効果なし <input type="checkbox"/> 歳出削減額(およそ 円) <input type="checkbox"/> 歳入増加額(およそ 円) 未定	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成23年度	運営主体の見直し検討	運営主体の再検討。必要経費の検討。今後の運営手法の決定。
	平成24年度	業務委託化に向けた手続き	事業者募集、決定。並行運営。
平成25年度以降	業務委託化	業務委託及び利用サービスの拡大開始	

個票

事務事業シート No.13-4

事務事業シート No.13-4						
担当部課	こども家庭部子ども家庭支援センター					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	子ども家庭支援センター事業 一時預かり保育					
根拠法令等	大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱 大田区子ども家庭支援センター一時預かり事業実施要綱 大田区子ども家庭支援センター一時保育室職員設置要綱 東京都一時預かり事業実施要綱 児童福祉法第6条の2第7項					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	常日ごろ、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力低下の中で、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するための支援は必要とされている。こうした保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉向上を図ることを目的とする。				
	対象 (誰・何が対象か)	利用日現在、区内在住0歳児(5か月以上)から就学前年齢児で、かつ集団保育が可能な者				
	事業内容 (手段・手法など)	1時間単位の乳幼児一時預かり				
	事業開始年度	20年度				
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	16,263,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数	
	人件費	2,026,647 円		担当正職員	220,640 円	0.03人
	合計	18,289,647 円		再任用(短時間)再雇用	1,806,007 円	0.50人
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報酬7,393,000 共済費2,387,000 賃金3,282,000 需用費(光熱水費按分他)947,000 役員費(清掃料按分他)1,730,000 委託料504,000 工事請負費20,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	9,577,860		450,000	1,172,000	7,955,860
	21年度	12,537,703		1,620,000	6,763,737	4,153,966
	22年度	13,135,387	4,007,470		6,822,230	2,305,687
	23年度(予算)	16,263,000	3,397,000		6,437,182	6,428,818
課題(担当課として捉えている課題について)	①現在の運営方法(直営)が最良なのか。 ②社会福祉協議会が運営する同施設の運営問題 ③(仮称)六郷分室内に設ける施設の運営方法					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	大田区社会福祉協議会の一時預かり 保育料1,000円～1,200円/時 年間利用者数1,966人 品川区 500円/時 保育園等で実施。年間60日以内の利用制限 目黒区 500円/時 保育園等で実施。週2回、1回あたり2時間以上利用制限 世田谷区 1,250円/2時間 子育てステーション等で実施。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	一時預かり保育ニーズに的確に対応するだけの施設整備が進んでいる。 運営形態は保育所型と地域密着型がある。一長一短があるが、コスト、地域ニーズに合った運営形態で設置され、良好に運営されている。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	地域密着型2か所(子ども家庭支援センター大森、社会福祉協議会が現在運営している蒲田、)					

個票

事務事業シート No.13-4

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証

- そもそも区が実施すべき事業であるか
- 区の事業で類似事業はないか
- 事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか
- 終了期限を設けるべきではないか
- 事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か

事業主体の定めは、区市町村又は区市町村が適切と認めた者となっている。よって、区以外でも実施可能。

保育園の緊急一時保育(この制度は、理由が問われる)

親の通院、買い物、親の休養等今後も需要は増加していく。

ニーズがあるため設けるべきではない。

任意

市民の役割分担の検証

- 民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか

民間事業者と公が機能分担して実施していく事業であるため、廃止は困難。

事業廃止の影響

- 事業を廃止した場合、どのような影響が出るか

民間事業者は、当該事業は確実な利用が見込まれないため、受入れ枠を小規模しか設けていない。公設を廃止したら、在宅保育者支援サービスが低下し、子育て不安が増大する。ひいては、児童虐待も招く恐れがある。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討

- 事務経費を削減できないか
- 少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせられないか
- 業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができるか
- より費用対効果の高い代替策はないか

必要最低限の予算で運営している。

保育には子どもの年齢による配置基準があるため、一定数の専門職配置が必須である。増設が必要なほどニーズは高まっているため、減らすことはできない。

現在、再任用職員と非常勤職員で運営している。業務委託、指定管理等については検討中である。

公設型の運営主体及び受託者を一本化することによるスケールメリットが考えられる。

適正な利用者負担の導入

- 利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか
- 利用者負担を導入した場合どのような影響があるか

現在も利用者負担あり。保育料 1時間900円。

すでに導入済

国、都補助金の導入

- 事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか

子育て支援交付金既に導入済。

事業水準の見直し

- 他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か
- 対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか
- 給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか

対象、給付水準は適切、自己負担金は他自治体のほうが保育料が安い。

対象年齢の引き上げ、引き下げは当事業の目的から、狭められない。必要な親が利用できなくなる

運営基準の定めがある。引き下げは、子どもの保育環境を悪化させ、事業の継続を不可能とする。

事業の優先度

事業実施時期の検討

- 事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)

事業の優先度

■非常に高い □高い □どちらともいえない □低い □非常に低い

事業の見直し

見直し内容

- ①業務委託の導入
- ②社会福祉協議会とのあり方検討

財政効果(概算額)

□財政効果なし ■歳出削減額(およそ 300万円) □歳入増加額(およそ 円)

見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)

年度	目標	具体的取組み
平成23年度	あり方検討、委託調査	あり方検討、委託方法の検討及び決定
平成24年度	委託料精査、受託先決定	予算検討、受託先決定諸手続き
平成25年度以降	条例改正、委託	条例改正、委託開始

個票

事務事業シート No.13-5						
担当部課	こども家庭部子ども家庭支援センター					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	児童福祉施設費
小事業名	子ども家庭支援センター事業 地域子育てコミュニティの育成支援					
根拠法令等	大田区子ども家庭支援センター条例 大田区子ども家庭支援センター事業実施要綱 大田区子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会設置要綱 大田区子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会助成金交付要綱 東京都子供家庭支援センター事業実施要綱第4(2)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 (補助先: 子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会)					
	<input type="checkbox"/> その他)					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	区民と行政の協働により、子どもと家庭を支援する子育てグループや利用者相互の交流促進等を行い「共に支えあう」地域づくりを進める。				
	対象 (誰・何が対象か)	①18歳未満の子ども及びその保護者 ②①に掲げる者を主たる構成員とする団体				
	事業内容 (手段・手法など)	①大田区子ども家庭支援センター大森の子育て応援コーナーにおける活動:情報提供 イベント(手作り会、ボランティアによる無料バギー修理、お茶会、お話し会等)による交流 ②子育て講座や【1歳から3歳の子どもと保護者のふれあい方をあそびながら体験するイベントを区内の文化センター等で行う】出前プロジェクト。 ③子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会広報誌「キッズな」の発行				
	事業開始年度	平成14年度				
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	1,889,000 円	}	職員構成		
	人件費	588,375 円		担当正職員	588,375 円	0.08人
	合計	2,477,375 円		再任用(短時間)再雇用	円	
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	報償費168,000 委託料 4,000 使用料及び賃借料 291,000 負担金補助及び交付金 1,426,000					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	1,880,000				1,880,000
	21年度	1,643,793				1,643,000
	22年度	1,628,105				1,628,105
	23年度(予算)	1,889,000				1,889,000
課題(担当課として捉えている課題について)	地域全体で子育て家庭を支える仕組みを作るためには、地域の養育力向上が不可欠である。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	当区の子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会は独自の活動であり、他区においては類似事業はみられない。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	行政では行えない方法(例えば、お茶会・無料のバギー修理)などで親子を集め、交流のきっかけをつくっていくなど、運営委員会ならではの動きがある。センター大森内での事業は、職員がほとんど手伝いをすることなく事業が展開されている。運営委員会の認知度が高まり、ボランティアやサポーターなどの協力者が増加して区内全域で協働事業が展開していくことを望んでいる。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	①大田区子ども家庭支援センター大森の子育て応援コーナーにおける活動 22年度合計872人参加 ②子育て講座5回99人参加 出前プロジェクト(親子で遊ぼう) 22年度5回241人参加 ③子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会広報誌「キッズな」の発行 22年度@2,800部 ①②③の事業により、多くの親子に接し、孤立しがちな親子にも話しかけるなど交流がすすんでいる。 またボランティアやサポーター登録制度を今年度から開始し、大森の子育て応援コーナーにおける活動を区内全域での事業展開へ向けての準備が始まった。「共に支えあう」地域づくりへと繋がるものである。					